

来年2月中旬から申告相談が始まります。期間中は、会場が大変混み合い、長時間お待ちいただく場合がありますので、申告の受付待ち時間短縮のため、次のことについてご協力をお願いします。

■電子申告の開始について

令和2年分所得税確定申告相談から、会場で申告相談された所得税確定申告書（還付申告を含む）を電子申告で税務署に送付することとなりました。電子申告を行う際には、利用者識別番号が必要となるため、税務署からのお知らせはがきや通知書をお持ちの方は必ず持参してください。はがきや通知書が無い方は、申告相談時に会場で新規に利用者識別番号を取得しますので、マイナンバーカード等の本人確認書類をお持ちください。

■待ち時間を減らすために

医療費の計算や営業・農業等の収入と経費の計算がされていない場合は、自書コーナーにご案内することになります。待ち時間の短縮のため、

事前の資料整理にご協力をお願いします。

■営業・農業等の収支計算をする場合

あらかじめ、毎月の収入金額や領収書を整理して、項目別に確認ができるよう、分類・集計の準備をお願いします。

※平成26年1月から、営業・農業等の事業所得があるすべての人について記帳と帳簿等の保存が必要になりました。記帳にあたっては、売上等の収入金額や仕入れその他の必要経費に関する事項を帳簿に記載し、請求書や領収書等の書類とともに5～7年間保存する必要があります。（記帳は、一つ一つの取引ごとではなく日々の合計金額のみをまとめて記帳するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっていきます）

■医療費控除の申告をする場合

平成29年分の申告から、領収書の提出の代わりに『医療費控除の明細書』の添付が必要となりました。

健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などを添付すると、明細書の記入を省略できます。領収書は「医療を受けた人ごと」、「病院・薬局ごと」に分け、それぞれの合計金額を計算しておいてください。また、医療費の払い戻しや、生命保険などの補てんを受けた場合は、その金額がわかる資料を準備しておいてください。

■領収書等の注意事項

領収書や証明書は、必ず原本の準備をお願いします。

◎収入が公的年金のみの方

収入が公的年金のみの方は、年金支払者（日本年金機構等）から町に年金情報が通知されてきますので、町・県民税の申告は必要ありません。

ただし、公的年金源泉徴収票に記載してある控除以外の源泉徴収されている所得税の還付を受けたい場合は、申告が必要になります。

新型コロナウイルス対策として『農業経営支援』を実施しています

令和2年1月1日から同年8月31日の間に、町内に住所を有し、野菜・果樹・主食用米の出荷実績のある農家世帯に対し、1世帯につき20,000円を支援します。（品種・出荷量は問いません）なお、すでに「周防大島町花き生産業経営支援金」および「周防大島町畜産業経営支援金」の給付を受けた世帯は申請できません。

手続きの方法（次のいずれか）		問い合わせ先
1	J A 周防大島統括本部を通じて出荷実績のある方 10月下旬から順次、J A 周防大島統括本部より、申請書等必要書類をご自宅に送付しています。（※上記期間内に出荷実績がありながら、申請書類等が届いていない方は、右記までお問い合わせください）	J A 周防大島統括本部 指導販売課 ☎ 0820 (72) 0970
2	J A 周防大島統括本部を通さず、個人で出荷をされた方 役場農林課までお問い合わせください。なお、申請には出荷したことを証明できる、出荷伝票や納品書等が必要となります。	農林課 農林振興班 ☎ 0820 (79) 1002